

令和6年度 雲南市立吉田小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、「どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「雲南市立吉田小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

1 いじめの定義

(1) いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法 第1章 総則 第2条」より）

○けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

○「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

○「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

けんかは除くが、外見的にはけんかに見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

(2) いじめが解消している状態についての定義

いじめが解消している状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。

○いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット上のものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

○被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

2 本校におけるいじめ防止のための基本的な姿勢

○一人一人の児童理解に努める。

○いじめは決して許されない行為であるという認識にたち、毅然とした態度で指導にあたる。

○いじめの早期発見に努め、学校全体で報告、連絡、相談を徹底して組織的に迅速に対応し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。

○児童、教職員の人権感覚を高める。

○児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。

○いじめ問題について家庭・地域そして関係機関との連携を深める。

3 いじめ防止等のための校内体制

(1) いじめ防止対策委員会

校長、教頭、生徒指導主任、人権・同和教育主任、養護教諭、その他関係職員からなる、いじめ防止等のための委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) いじめ解消チーム

校長、教頭、生徒指導主任、人権・同和教育主任、養護教諭、該当児童担任、その他関係職員からなる、いじめ解消チームを設置し、必要に応じてチームを結成する。

4 いじめを未然に防止するための取組

- (1) 互いに認め合い、支え合い、助け合う集団づくりを行う。
 - ・心を込めたあいさつの指導を行い、声をかけ合いやすい雰囲気づくりに努める。
 - ・～さんという呼称を基本とし、誰にでも公平に接する態度を育てる。
 - ・たてわり班活動の時間（行事、休み時間、そうじ当番など）を設定し、異学年との交流、活動の機会を充実させ自己有用感を高める。
 - ・行事や児童会活動、学級活動において、児童の思いや考えを大切にし、一人一人に活躍の場を保障する。
 - ・児童同士がお互いのよいところを認めあう機会をもち、互いの良さを認め合う態度を育てる。
- (2) 学級経営の充実
 - ・児童一人一人の存在が認められ、安心して生活や学習ができる学級づくりを行う。
 - ・ユニバーサルデザインの視点を取り入れたわかる授業、楽しい授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてるようにする。
 - ・学習ルールの徹底など学習規律を大切にする。
 - ・人とのかかわりを大切にした学習活動を展開し、互いを尊重し、学び合う態度を育てる。
 - ・児童が自己をいきいきと表現したり、自己実現を図れたりするような場を保障する。
 - ・児童との信頼関係づくりに努める。
- (3) 道徳教育の充実
 - ・教育活動全体を通して、道徳教育を実践し、思いやりの心を育む。また、児童が自分で善悪を判断したり、よいと思ったことを実践できる態度を育む。
- (4) 心の教育の充実
 - ・保健の授業や性に関する指導、飼育栽培活動などを通して、自他の生命を大切にする心情を育てる。
 - ・人権感覚を高めるために、人権（ほかほか）集会や人権（ほかほか）期間を設定する。
 - ・図書ボランティアさんによる読み語りや読書などを通し、豊かな心を育てる。
 - ・職員も含めた全員清掃を徹底し、気持ちよく生活できる環境づくりを行う。
- (5) 体験活動の充実
 - ・障がいのある人や高齢者、地域の人をはじめ多様な人々との交流の機会をもち、互いを尊い共に生きる心を育てる。
 - ・感動体験の機会を増やし、豊かな感性を育てる。
- (6) 特に配慮が必要な児童への対応を含め、一人一人の児童理解に努める。
 - ・研修等を通し、教職員が個々の児童の特性への理解を深める。
 - ・職員会議等で、児童の情報交換を密にし、共通理解を図り、個に応じた指導を行う。
 - ・特別な支援が必要な児童への対応がきめ細かく、一貫して行えるように「個別の教育支援計画」や「個別の年間計画」を作成し、活用する。
 - ・QU アンケートの実施と結果の分析を行い、学級の実態や人間関係の変化等を把握したり、よりよくなるための対応策を考えたりする。
 - ・ケース会議や支援会議を適宜行い、共通理解を図りながら指導や支援を行う。
 - ・家庭訪問や保護者面談を行い、児童の家庭での様子を把握する。
- (7) 家庭・地域・関係機関との連携
 - ・日ごろから家庭や地域、関係機関等との信頼関係づくりに努める。
 - ・人権・同和教育に視点をあてた授業公開やPTA 研修会を実施し、保護者の人権感覚の高揚やいじめ防止の啓発を図る。
 - ・各種連絡会などを通し、プライバシーに配慮しながら、保小中の連携を密にし、児童に関する情報交換をする。
 - ・放課後子ども教室（吉田子どもの広場）と連携し、児童に関する情報交換を行い、学校外でのいじめについて察知できるようにする。
 - ・市教育委員会、スクールカウンセラーやスクール・ソーシャル・ワーカー、保健師等との情報交換を密

にし、児童の状況を把握したり、指導のあり方についての指導、助言を得たりする。

- ・いじめに関する研修、教育委員会、関係機関からの情報提供などを教職員で日常的に共有する。

(8) 情報モラル教育の充実

- ・インターネットを通じて行われるいじめの防止のために、情報モラルの向上を図るとともに、デジタルシティズンシップ教育の充実を図る。

5 早期発見のための取組

(1) 日々の観察

児童一人一人の小さな変化に敏感に察知できるよう、児童との日々の会話や、休み時間など児童とふれあう時間を大切にする。また、服装や持ち物、児童の言動、呼び方、落書き、物品の破損等に目を配る。

(2) 教育相談・アンケートに基づく児童把握

教育相談や生活にかかわるアンケートを定期的（学期1回）に実施し、児童理解や交友関係等を把握する。どんな些細なことでも、うなずきながら真剣に聞く。また、アンケートQUを活用し、配慮を要する児童に対する対応を決めて指導にあたる。

(3) 情報の共有化

職員会議等で児童の情報交換を密にし、児童の様子を話し合ったり、生活等の変化について情報を共有したりする。問題となる言動が見られる場合は、全教職員で共通理解し、指導にあたる。

(4) 校内研修の充実

「いじめ問題対応の手引き」等を活用して、いじめの現状や予防についての知見を深める。

(5) 相談窓口の周知

PTA 総会や文書、各学級などで、相談窓口があることを児童や保護者に周知し、困ったときに相談しやすくする。また、スクールカウンセラーの紹介や来校日を前もってお知らせし、相談しやすくする。

(6) スクールカウンセラーの活用

児童観察や必要に応じて教育相談を行ってもらい、情報共有する。

6 いじめ事象への対応方法

- (1) いじめに関する相談や情報提供を受けた場合には、速やかに管理職、生徒指導主任へ報告し、当事者双方や周りの児童等から聴き取りをし、事実を正確に把握する。
- (2) いじめの事実が確認された場合には、管理職は直ちに市教育委員会に連絡するとともに、適切な対応のための指導、助言を得る。学校は、いじめ防止対策委員会を開き、対応を協議する。その後、職員会議で全教職員の共通理解を図り、いじめ解消チームを結成し、指導や分担等を決めて対応にあたる。
- (3) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、市教育委員会及び警察署等と連携して対処する。
- (4) いじめを受けた児童に、いじめから守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保し、校内体制を整えて支援を行う。必要に応じて、保護者と連携を図りながら、一定期間別室において学習を行う等の措置を講ずる。また、いじめを知らせた児童等の心身の安全を確保する。
- (5) いじめを受けた児童の保護者に、いじめの事実といじめ解消に向けての対応について説明し、理解を得たり、連携について協議したりする。
- (6) いじめを行った児童に対しては、相手の苦しみや痛みを考えさせるなど、指導を十分に行うとともに、いじめは決して許されない行為であるという人権意識をもたせる。いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、その児童の長所等にふれ、同じ過ちをしないよう健全な成長を目指すように促す。また、いじめを行った児童の保護者への助言を継続的に行う。
- (7) いじめを傍観していた児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとはいじめをやめさせることができなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。はやしたてるなど、同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

※状況に応じて、スクールカウンセラーやスクール・ソーシャル・ワーカー等と連携を図る。

※いじめを受けた児童、いじめを行った児童が同じ学校に在籍していない場合は、それらの児童と保護者に適切に指導や支援、助言ができるよう、学校相互間の連携協力体制を整える。

7 重大事態について

(1) 重大事態の定義について

重大事態とは、いじめにより以下のような事態に陥った場合を指す。

①生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- 子どもが自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合など

②相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童がいじめにより一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

③被害児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）

(2) 対処

①重大事態が発生した旨を、市教育委員会に直ちに報告する。市教育委員会を通じて市長へも事態発生について報告する。

②教育委員会と協議のうえ、当該事案に対処する組織を設置する。

③上記組織を中心として、市教育委員会の指導及び支援を仰ぎつつ、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を行う。

- ・いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合、その児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- ・いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合、当該児童の保護者の要望、意見を十分に聴き取りし、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

④いじめを受けた児童及び保護者に対して適切な情報提供を行う。

調査実施前に、いじめを受けた児童及び保護者に対して以下の事項について説明する。

- ・調査の目的
- ・調査の主体
- ・調査時期・期間
- ・調査事項
- ・調査方法
- ・調査結果の提供

⑤関係機関と連携をとり、いじめの解消に向けた適切な対応を進める。

⑥上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な適宜・適切に提供する。情報提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

8 いじめ防止に関する取組の評価

年度末に行う学校評価とともに、学期ごとの教育相談やアンケート結果をもとにした取組を評価する。

9 その他

本校いじめ防止基本方針は、学校ホームページ上に掲載することを通して、保護者や地域に取り組みを周知する中で、連携が図れるようにする。